

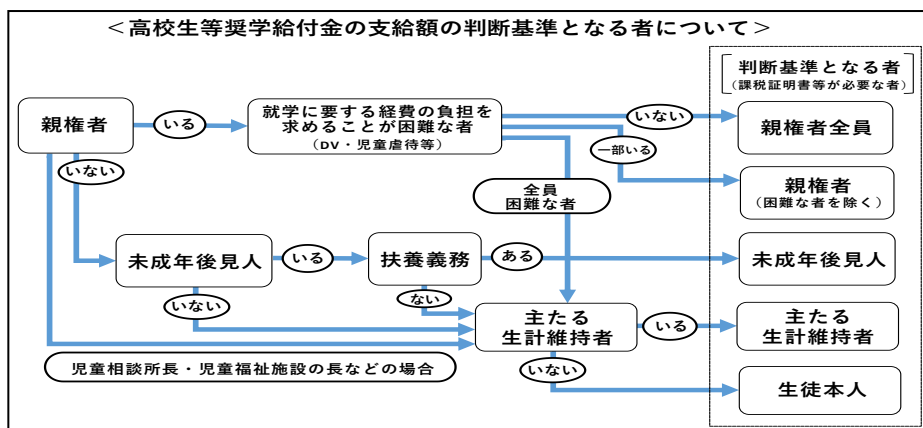
高校生等奨学給付金(国公立) 申請の手引き

令和8年度 家計急変世帯対象

◆1 申請者

保護者等

- ※1 保護者等とは、原則親権者である父母のことです。
- ※2 親権者がいない場合は、下図を参考にしてください。
- ※3 入学時点で高校生等が成人している場合は、健康保険証の被保険者が申請してください。



(参考) 文部科学省：高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)の手引き

◆2 認定基準日

家計急変した日が

- ① 令和8年7月1日までの場合 ➡ 令和8年7月1日
- ② 令和8年7月2日以降の場合 ➡ 学校受付日

◆3 申請時期

家計急変後、随時(令和9年3月1日まで)

- ※ 高校生等が複数いる場合は、それぞれ申請が必要です。
- ※ 定年退職、その他自発的な自己都合による退職等は対象外です。
- ※ 令和8年1月1日以降に家計急変が発生した世帯が対象です。
- ※ 高校生等が申請日の翌月1日に高等学校等に在学している場合が対象です。
- ※ 「世帯年収見込みが基準を超えている」という理由で不支給になった方で、新たに家計急変となる理由が発生し、その後の世帯年収見込みが基準内になる場合は申請が可能です。

◆4 給付時期

審査が終了したものから順次振り込みます。

(兄弟姉妹が同時期に振り込まれるとは限りませんのでご注意ください。)

- ※ 申請の審査について確認のため電話、手紙等で連絡する(書類の不備等)ことがあります。連絡がつかないと給付の遅れ、または給付ができない場合があります。

◆5 提出先・問い合わせ先

申請書類の提出および、お問い合わせは在学する高等学校等へ

➤ 県外の高等学校等に在学している場合・・・

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局 教育財務課 奨学給付金担当



◆6 対象となる世帯

対 象 と な る 要 件	
所得	家計急変発生後1年間の見込みが次のいずれかに該当する場合 ○ 保護者等全員の住民税所得割額が非課税の世帯 ○ 保護者等全員の住民税所得割額合計が105,500円未満の世帯 ○ 保護者等全員の住民税所得割額合計が105,500円以上182,500円未満の世帯 ※保護者等全員とは・・・原則親権者（父・母がいる場合は2名とも） ※非課税とは・・・・・・所得割額が0円の場合（均等割額に課税があっても対象） ※住民税所得割額とは・・・道府県民税および市町村民税の所得割額
発 生 理 由	対象となる家計急変の発生理由例 ◆ 保護者等の負傷・疾病等による休職、退職または会社都合による退職 ◆ 保護者等の離婚、死別等による家計急変 ◆ 災害などによる自営業の経営不振・業績悪化・廃業等 ※定年・有期雇用契約その他自発的な自己都合による退職、客観的要因によらない廃業等は対象外
高 校 生 等 の 在 留 資 格	次のいずれかに該当する場合 ① 日本国籍を有している ② 特別永住者 ③ 永住者 ④ 日本人の配偶者等 ⑤ 永住者の配偶者等 ⑥ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 ⑦ 家族滞在のうち日本の小学校および中学校を卒業し、高等学校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者 ※上記①～⑦に該当しない場合・・・非課税世帯相当のみ対象 （在留資格が「留学」の新入生を除く）
在 学	国公立高等学校等に在学している生徒がいる世帯 ※高等学校（全日制・定時制・通信制）・高等専門学校（1～3学年）等
在 住	保護者等が三重県内に住所を有している世帯 ※ 保護者等のいずれかが令和8年1月1日時点で海外に居住している場合は令和8年度の課税証明書等が発行されないため対象世帯ではありません。 ※ 保護者等の住所が三重県外の場合は、住民票のある都道府県にお問い合わせください。

◆7 給付額

家計急変の発生および申請する時期によって給付額が変わります

◆ 学校区分・世帯種別給付額

（令和8年7月1日までに家計が急変し
7月31日までに学校が受け付けた場合）

世帯種別	全日制・定時制・高専	通信制
非課税世帯相当	143,700円	50,500円
105,500円未満相当	47,900円	16,830円
105,500円以上182,500円未満相当	35,930円	12,630円



令和8年7月2日以降に家計が急変し、申請があった場合は申請書の受付日より月数に応じて上記「学校区分・世帯種別給付額」から算定した額を給付します。

◆ 学校区分・世帯種別給付額（申請月別給付額） （令和8年7月2日以降に家計が急変した場合）

申請書の 学校受付日	全日制・定時制・高専			通信制		
	非課税 世帯相当	105,500円 未満相当 の世帯	105,500円以上 182,500円未満 相当の世帯	非課税 世帯相当	105,500円 未満相当 の世帯	105,500円以上 182,500円未満 相当の世帯
～8/1	95,800	31,933	23,953	33,666	11,220	8,420
8/2～9/1	83,825	27,941	20,959	29,458	9,817	7,367
9/2～10/1	71,850	23,950	17,965	25,250	8,415	6,315
10/2～11/1	59,875	19,958	14,970	21,041	7,012	5,262
11/2～12/1	47,900	15,966	11,976	16,833	5,610	4,210
12/2～1/1	35,925	11,975	8,982	12,625	4,207	3,157
1/2～2/1	23,950	7,983	5,988	8,416	2,805	2,105
2/2～3/1	11,975	3,991	2,994	4,208	1,402	1,052



令和8年8月1日以降に学校が受け付けた場合は、上記「◆学校区分・世帯種別給付額（申請月別給付額）」による額になります。

住民税所得割額合計の見込みが非課税の世帯の例(目安)

世帯の人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
世帯の年収見込	2,070,000 円未満	2,216,000 円未満	2,716,000 円未満	3,216,000 円未満	3,704,000 円未満

住民税所得割額合計の見込みが 105,500 円未満の世帯の例(目安)

➡年収約 270～380 万円※

住民税所得割額合計の見込みが 105,500 円以上 182,500 円未満の世帯の例(目安)

➡年収約 380～490 万円※

※年収は両親のうちどちらか一方が働き、本人、中学生1人の4人世帯の目安です。



◆8 提出する書類

高校生等が日本国籍の場合 様式①～⑤ 添付書類⑥⑦ 証明書類⑩～⑫が必要
高校生等が外国籍の場合 様式①～⑤ 添付書類⑥～⑨ 証明書類⑩～⑫が必要

提出する書類・様式	
①	高校生等奨学給付金申請書(様式1-3)
②	給付金の振込について(様式1-3 別紙2)
③	高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について(様式1-3 別紙3)
④	委任状(様式3) ※給付金の振込を申請者以外の口座に指定する場合のみ提出
⑤	奨学給付金申請書類チェックシート
提出する書類・添付書類	
⑥	住民票 ※申請者・申請者以外の保護者等・高校生等本人を含む世帯全員分 ※世帯主・続柄の記載必要 ※個人番号(マイナンバー)の記載がないもの 高校生等が外国籍の場合は、世帯主・続柄・国籍・在留資格 在留期間等の記載が必要
⑦	令和8年度課税証明書等 ※家計急変前の収入を証明する書類として提出が必要 ※親権者が父・母の場合は2名とも必要
⑥の住民票に国籍・在留資格・在留期間等の記載がない場合は必要	
⑧	次のどちらかひとつ ○特別永住者証明書の写し(コピー) ○在留カードの写し(コピー)
在留資格が家族滞在のうち高等学校等卒業後、日本で就労し定着する 意思があると認められた人のみ必要	
⑨	次のどちらも(両方)を提出 ○日本の小学校の卒業証書の写し(コピー)または卒業証明書 ○日本の中学校の卒業証書の写し(コピー)または卒業証明書

提出する書類・証明書類	
⑩	家計急変の発生理由を証明する書類 以下 a～f のいずれか該当するものを1つ(写し可)
a.	離職年月日と失業の事実、理由が確認できる書類 解雇通知書・雇用保険被保険者離職票等
b.	自営業(個人事業主)の場合 法的申し立ての事実が確認できる書類 ・税務署への「個人事業の開業・廃業等届出書」控え ・e-Tax で申請した場合の送信結果(受信通知など) ・免責許可決定通知書(破産決定通知書)
c.	負傷・疾病等により収入が減少(就労困難期間が90日以上) 医師による診断書 ※発症日・病名・治療の見込み期間等が記載されているもの
d.	離別の場合…離婚受理証明書等(全部事項証明書でも可) ※ただし、高校生等の親権者が記載されているもの
e.	死別の場合…亡くなった方の住民票の除票
f.	家計急変の発生理由が上記 a～e 以外の場合 家計急変の発生理由が公的に確認できる書類 ※直近の給与明細3か月分、無収入申立書等
⑪	家計急変状況申告書【指定の様式】(必須)
⑫	家計急変後の収入を証明する書類(必須)

県外校生のみ提出必要

在学証明書(様式5)

- ・生徒の名前・生年月日
- ・学校名・入学年月日・課程
- ・学校長名・発行日

※認定基準日現在に在学していることを記載しており、様式5と同様の内容が確認できれば学校の書式でも可。

提出するときは

- ▼添付する書類は「A4」サイズにあわせてください。
- ▼申請書類、添付書類を上表の順番(①を一番上)に重ねて、左上をステープルでとめてください。

▼高校生等が複数いる場合は、それぞれに申請書の提出が必要です。

▼ただし、兄弟姉妹がいずれも国公立の高校生等の場合に限り、住民票および収入状況を確認する書類は、一方に原本を提出すれば、他の高校生等は写し(原本を提出した学校名・名前を明記)の提出でかまいません。

▼提出前に、申請書類の書き間違い・記入漏れ・添付書類の不備等がないかをもう一度確認しましょう!!

▼申請する日と学校受付日が1か月以上離れている場合は書類の再提出を求めることがあります。

次のページ ◆9 提出する書類の注意点 をよく読んで確認してください

◆9 提出する書類の注意点

書類	注意点
① 申請書（様式 1-3） 必ず黒いボールペンで記入してください	・ こすると消せるペン、消えるペンでの記入は受付できません。 ・ 訂正する際は二重線を引いてください。修正テープや修正液は不可。 ・ 住民票住所欄は、略さずに住民票どおり正確に記入してください。
⑥ 住民票 交付日が令和8年7月1日以降で、申請日前後 1 か月以内のもの ★世帯全員分が必要 （申請書の【2.申請者（保護者等）】及び【3.申請者以外の保護者等】、【4.対象となる高校生等】を含むその他世帯全員分）	必要な記載項目 （日本国籍の高校生等） ※ 世帯主 ※ 続柄 必要な記載項目 （外国籍の高校生等） ※ 世帯主・続柄 ※ 国籍・在留資格・在留期間等 ・ 個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。 ※ 市役所、町役場等で複数枚発行された場合は、抜き取らずにすべて提出してください。 ※ 住民票はコンビニで取得できる市町もありますので、各市町のホームページ等でご確認ください。
⑦ 家計急変前の収入を証明する書類 課税証明書等で課税額が「***」の表記のものは不可	令和 8 年度課税証明書等（控除対象配偶者および扶養親族の記載があるもの） ・ 保護者等全員分 ・ ・ 申請書の【2.申請者（保護者等）】及び【3.申請者以外の保護者等】に記入した人（両方）の提出が必要 ※ <u>市役所、町役場等で取得してください。</u> ※ 課税証明書については、コンビニで取得できる市町村もありますので、各市町村のホームページ等をご確認ください。 ※ 税の未申告等の理由により、課税額が確認できないものは不可。
収入状況を確認する書類（⑦・⑩・⑫） ⑩⑪ 家計急変の発生理由を証明する書類 ※収入状況に変化がない保護者等分は不要	●家計急変状況申告書【指定の様式】（必須） ●証明書類として下記のうち該当するもの。 離職年月日と失業の事実が確認できる書類 ・ 解雇通知書、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証等、 ・ 法的申し立ての事実が確認できる書類（廃業等届出書、破産宣告通知書等） ・ 医師による診断書（発症日、病名、就労不可の期間が 90 日以上である旨が記載されているもの）等。 離婚の場合・・・離婚受理証明書等（全部事項証明書でも可） ※ 高校生等の親権者の記載があるものが必要。 死別の場合・・・亡くなった方の住民票の除票 上記の理由以外の場合は、家計急変の発生理由が確認できる書類（写しも可） ※ 書類が無い場合はご相談ください。 } 該当するものを 1つ (写し可)
⑫ 家計急変後の収入を証明する書類 ★保護者等全員分 （申請書の【2.申請者（保護者等）】及び【3.申請者以外の保護者等】、に記入した人（両方）） ※提出された書類の内容に不備・不足がある場合は、別の書類を求めることがあります。	A. 給与所得者の場合 ● 会社作成の給与見込又は申請する日の直近の給与明細書 ※下記 a～c の内一つ - a：会社作成の給与見込 2 か月分以上（任意の A4 サイズ用紙） - b：会社作成の給与見込 1 か月分＋申請する日の直近の給与明細 1 か月分の写し - c：申請する日の直近の給与明細 3 か月分の写し（例：4 月に家計急変した場合は、5～7 月分（4～6 月分でも可）のもの） B. 自営業の場合 ● 令和 8 年 1 月～申請する日の直近の所得確定月までの会計帳簿の写し（必須） ※ 上記に加え下記 a または b の内一つ - a：税理士または公認会計士の作成した証明書类等 - b：年間収支見込計算書 ※自営業の方（指定の様式） C. 現在無収入の場合 ● 家計急変状況申告書（指定の様式）の【無収入申立書】に記入 ※ 上記以外に証明する書類がある場合は、ご相談ください。